

2/1(日)  
から

平成27年度

交通・学童等災害共済加入受付開始

〜万が一の事故に備えて、ぜひ加入しましょう〜

交通災害共済とは

市民のみなさんが  
会費を出し合って、  
不幸にして交通事故  
にあった場合、見舞  
金を支給する助け合  
いの制度です。

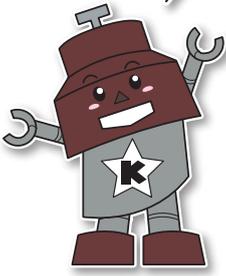


学童等災害共済とは

18歳未満のかたを対象として、会費を出  
し合って、生活全般の事故（交通事故や学  
校管理下の事故を除く）にあった場合、見  
舞金を支給する助け  
合いの制度です。



みんなの加入を  
待ってるきゅぼ



	交通災害共済	学童等災害共済
加入できるかた	市内に居住し、住民基本台帳に登録されているかた	市内に居住し、住民基本台帳に登録されている18歳未満のかた
年会費	大人 500円 18歳未満 100円	100円
共済期間	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで (4月1日以降に加入した場合は申込受付時から平成28年3月31日まで)	
対象となる事故	自動車、バイク、自転車など車両が関係した交通事故など(自転車の単独事故も警察署に交通事故の届け出をしてください)	遊び中の事故、スポーツによる事故、その他か生活全般にわたる事故(交通事故や学校管理下の事故は対象外です)
	※損害賠償や治療費を補てんする制度ではありません。	
見舞金	1等級の150万円から8等級の1万5千円まで、傷害の程度に応じて支給	1等級の100万円から7等級の1万5千円まで、傷害の程度に応じて支給 (最低7日以上以上の治療実日数が必要です)
加入方法	次の場所で加入申込書に会費を添えてお申し込みください ①交通安全対策課(市民会館事務棟2階)、支所、川口駅前行政センター、連絡室 ②加入申し込みの取りまとめを実施している町会・自治会 ③公民館での出張受付(下の日程表をご覧ください)	

※交通・学童等災害共済の見舞金請求期限は事故発生日から1年以内です。1年を超える治療の場合は期限内に必ずご相談ください。

出張受付

2月	9:30~11:30	13:30~15:30
20日(金)	上青木公民館	南平公民館
24日(火)	前川南公民館	里公民館
25日(水)	戸塚公民館	戸塚西公民館
26日(木)	領家公民館	芝北公民館
27日(金)	芝富士公民館	横曽根公民館

わずかな年会費で  
安心を



問い合わせ…交通安全対策課(市民会館事務棟2階)  
☎048-259-9023 FAX048-254-3471